

国内経済要録

◇輸出金融の優遇

本行は、輸出金融のいっそうの円滑化を図る趣旨から、輸出貿易手形制度につき、次のような措置を構ずることとし、8月17日から実施した。

- (1) 輸出前貸手形の手形期間および手形金額について、運用上、実情に即しいっそう弾力的に配慮すること。
- (2) 輸出貿易手形を担保として貸付を行なう場合の担保価格を、従来の手形金額の85%以内から90%以内に引き上げること。
- (3) 製造業者関係輸出前貸手形の確認資料の一部を簡素化すること。

◇政府関係 3 中小金融機関の貸出金利引下げ

中小企業金融公庫、国民金融公庫、および商工組合中央金庫は、政府の景気対策上の要請に基づき、貸出金利をそれぞれ次のとおり引き下げ、9月1日から実施した。

- (1) 中小企業金融公庫——貸付基準利率を現行年9%から8.7%へ引き下げる。
- (2) 国民金融公庫——普通貸付基準利率を現行年9%から8.7%へ引き下げる。
- (3) 商工組合中央金庫——一般貸出(実行利率)につき、期間1年未満の短期貸付、手形割引、および当座貸越しの利率を日歩5毛、1年以上2年未満の中期貸付の利率を年0.1%、2年以上の長期貸付の利率を年0.3%、それぞれ引き下げ、その他貸出(実行利率)についても、輸出買手貸付を除き、一般貸出に準じて引き下げる。

◇農林中央金庫の系統利用奨励金の引下げ

農林中央金庫は、最近における余資運用利回りの低下に伴い、このほど信用農業協同組合連合会に対する系統利用奨励金の引下げを決定、次のとおり実施することとなった。

- (1) 年間預金平残に対して支出する特別奨励金(現行年0.2%)を40年9月以降廃止する。
- (2) 上期預金平残に対して支出する第1種上期奨励金(現行年0.5%)を41年3月以降廃止する。

なお、年間預金平残に対して金額段階別に支出する第2種奨励金(現行年0.2~0.7%)の取扱いについては、現在検討中。

◇外貨建輸入ユーザンス金利の引上げ

甲種外国為替公認銀行は、8月13日の西ドイツ公定歩合の引上げ(3.5%→4%)および8月27日の米国一流銀行

引受手形レート(90日物4 $\frac{1}{2}$ %→4 $\frac{3}{4}$ %)に伴い、西ドイツ・マルク建輸入ユーザンス金利および米ドル建輸入ユーザンス金利を、それぞれ次のとおり改訂した。

(1) 西ドイツ・マルク建輸入ユーザンス金利

(8月23日実施、一律年 $\frac{1}{2}$ %引上げ)

		(一) 一般	(サービス)
3か月物	℥つき	年 6.5% 以上	年 6.25% 以上
4か月物	℥	℥ 7.0% ℥	℥ 6.75% ℥

(2) 米ドル建輸入ユーザンス金利

(8月31日実施、一律年 $\frac{1}{2}$ %引上げ)

		(一) 一般	(サービス)
3か月物	℥つき	年 6.875% 以上	年 6.625% 以上
	℥	なし ℥ 7.125% ℥	℥ 6.75% ℥
4か月物		3か月物の各 $\frac{1}{2}$ %高。	

◇全国信用金庫連合会の代理貸付制度の改正

全国信用金庫連合会は、コール・レートの低下に伴う資金運用難に対処して代理貸付の伸長を図るため、同制度を改正し、8月10日から実施した。おもな改正点は次のとおり。

(1) 資金枠の預金リンク制の廃止

従来、代理店金庫の全信連に対する定期預金、および積立定期預金の額にリンクしていた代理貸付資金枠を撤廃(ただし、資金の限度を当該金庫の預金量の10%とすることは従来どおり。本件についてののみ9月1日実施)。

(2) 貸付利率および代理業務委託手数料の弾力化

従来貸付種別、期間別に固定化していた貸付利率を次のとおり弾力化し、代理店金庫が債務者の信用状態、自金庫の金利水準、および代理業務委託手数料(従来は一般貸付日歩3厘、小口貸付日歩5厘に固定。制度改正後は貸付利率と一定の全信連実収利率——2.2銭または2.3銭——の差額)を勘案し、適用利率を弾力的に決定しうることにした。

		標準	最高	(従来)
一般貸付				
期間	3年以内	日歩2.4銭	日歩2.6銭	(日歩2.5銭)
	℥ 3年超	℥ 2.5℥	℥ 2.7℥	(℥ 2.6℥)
小口貸付				
		℥ 2.6℥	℥ 2.8℥	(℥ 2.7℥)

(3) その他

- イ. 一般貸付のうち運転資金の貸付期間を3年以内に延長(従来2年以内)。
- ロ. 小口貸付の貸付限度を100万円に引上げ(従来50万円)。ただし金庫の会員外に対する貸付は従来どおり50万円。
- ハ. 担保、弁済方法等についても一部条件を緩和。